

甲賀広域行政組合火災予防条例の一部改正について

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災を踏まえ、国が示す火災予防条例(例)が一部改正されたことを受け、本組合火災予防条例に「林野火災注意報」「林野火災警報」を加えるとともに、現行の火災予防規則にある「火災注意報」「火災警報」の発令基準を改めるため、火災予防条例・規則の一部を改正するものです。

1 改正点

(1) 現行の条例・規則

「火災注意報」「火災警報」のみが謳われていた。

(2) 改正後の条例・規則

火災予防条例に「林野火災注意報」「林野火災警報」を追加し、「火災注意報」「火災警報」の発令基準を見直した。

2 発令基準

(1) 林野火災注意報

a 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下

b 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表

(2) 林野火災警報

林野火災注意報の発令指標に該当、かつ、強風注意報が発表

(3) 火災注意報

「乾燥注意報」又は「強風注意報」のいずれか発表、かつ「火災気象通報」の発令

(4) 火災警報

「乾燥注意報」「強風注意報」の双方が発表、かつ「火災気象通報」の発令

3 火の使用制限

火災予防条例第29条

(1) 山林、原野等において火入れをしないこと。

(2) 煙火を消費しないこと。

(3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

(4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて甲賀広域行政組合管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。

(6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

4 適応期間・範囲

(1) 適応期間 : 火災注意報・警報は年中、林野火災注意報・警報は1月から5月まで

(2) 適応範囲 : 火災注意報・警報は管内全域

林野火災注意報・警報は管内の森林法第5条及び第7条の2の区域

5 施行日

令和8年1月1日

6 周知方法

消防本部ホームページ、SNS、広報チラシの作成、配布